

て、打果し申かと申候。書置一通有之候。其内に播磨守へ遣恨有之候旨、相調被置候。内藏助は無子、弟を養子と仕置申候。御詮議の上被仰出候は、内藏助儀不届の至に候。其身引負の罪有之上、異見仕候播磨守へ恨を含み申候。剩へ何の恨も無之豊前守へ切かけ申、頭へ對し旁不届至極に被思召候。依之養子何某流罪に被仰付候。其後程經候て豊前達て被相願、右養子何某嶋より歸參被仰付候。

右喧嘩の時、豊前守宅は今の比毘谷門の内有之處、即日相公様御見舞被遊候。豊州以後々々迄忝儀に被存候。

喜六郎十三歳の年の儀、其頃熱田へ養子に被罷越候故、

江戸には有合不被申候。右兩件の儀は喜六郎へ望候て物語承候て書記し候。喜六郎行年六十六歳、于時享保三年

臘月十九日。

一、岡田豊州、御家へ御懇意の筋目

豊州従父長門守者、信雄公の一家老に候處、謀叛の旨讒言有之、土方勘兵衛に被申付仕物に被申付候。勘兵衛三百石に候處、此時の實に一萬石取此時伊勢守は星崎へ籠城仕候。豊州父伊勢守は長門守弟也。其後伊勢國などへも罷越徘徊仕候。肥前様御代御招被成、越中守山へ

召て三千俵御合力分に被下候。其後加藤肥後守殿へ八千石にて被招候て、高麗陣に供仕手柄仕候。太閤へも御奉公仕候旨。畢竟權現様被召仕候。御家へ御懇意は右の筋目迄にても無之、荒子に被成御座候時、長州領知も御近所の旨申傳候。

一、岡田喜六郎重元の由緒

岡田喜六郎重元今茲六十九歳也。本藩へ延寶二年甲寅の歳簞任。于時二十五歳也。自ら其始末を爲余語り被聞候間書記しぬ。岡田豊前守善政御勘定頭采地七千石。酒州伊尾。子にて兄弟あまたあり。七歳の時尾州熱田の郷士加藤隼人江戸へ來りし頃、豊

州の末子の内養子にせん事を欲す。喜六郎及左太郎兩兒を出して、いづれ成とも召供し候様にとありける時、喜六郎を携て行ぬ。十三歳の時養父隼人死去にて養母に育せらる。尾州の人毛利氏文は掃部、三隼人弟加藤帶刀皆郷士にて、名護屋へ年始に一度づゝ出仕に出るまでにて、常は百姓町人な

どの様に、或は田地の稼穡又は宅地の儲賃等にて貨殖を業とす。豊臣太閤本下藤吉郎と申せしよりも猶下賤の時、此加藤隼人が家に養公し給ふ。天下をしろしめして後、隼人夫婦へ仰聞られ候は、其時分我等を養子に不仕候事は、疑念に可存候。わがしの報恩にて、御朱印を以田地被下、並卯丸と申名物の御太刀理納す。其故權現様御代に被成候ても、其儘御朱印被下候。但中頭より如何様の譯に候哉、弟帯刀宗に御朱印あり。此話を聞候以後、伊藤宗忠が老人雜話を看候に、太閤江州北郡におはせし時、加藤喜左衛門と云人浦正の伯父也。太閤へ申けるは、

我に姪一人あり。盛所におきて飯くはせて給はれと云。太閤見て賢く見ゆるとて、米五石をあたふ。程なく二百石あたふ。其後七木鎧の時三千石あたふ。又無程肥後二十、米五石あたふと云云。此それ故にや於名護屋、成瀬隼人正など挨拶加藤氏と見えたり。

等、商賈同事の様子なり。是のみならず一郷の者士風は無

之、咄一つも合不申候に付、ことの外難儀に存此時分加藤喜左衛門と云。十

八九の時分、一先づ豊州采地酒州伊尾の内へ罷越、部舎を造

り暮し居候所、養母より様々申越、豊州一家よりも沙汰の

限なるよしにて、兎角妻子も出來仕候はゞ愛着も起り、他

念起まじきなどて、妻を迎へる相談候得共、同心不仕候へ

ば、美女を貯へ妾などを置候得共、一圓女色にもちかづか

ず、終には江戸へ罷歸り候處幸に年々金銀の男子有之候。名護屋の曲家

皆に定む。豊州大に怒り散々の首尾に候。或時前へ呼出し教訓の

うへに、幸の儀に候間出家をいたし可然と有之候。親ながら

情もなき申様と存申候は、出家仕候儀望に候へば、熱田よ

り直に如何様にも遁世仕儀に候。何とぞ何方へぞ士の列に

入り、奉公を望に存候旨申候へば、由緒有之とて加賀殿な

どへ走り入申まじく候と、叱り候て奥へ入申候。此叱申に

て心附、何とぞ賀州へ奉公仕度事と念願起申候。然處豊前

存寄、喜六郎狹狭ものに候間、賀州へ參まじきものにては

無之候間、先達て御届いたし置可然旨にて、本多房州江戸

詰合に付、せがれ喜六郎か様々の仕形の者、親兄弟もも

てあつかひ罷在候。私儀御代々御懇意に被成下候間、左様

の儀存出しかけ込可申も難計候間、若左様の首尾も候はゞ、

急度御叱逐かへされ候様に、兼て頼入存候旨口狀にも申、

紙面も遣はし候旨、家老どもの内より内證しらせ申候。一

段の儀と存、二十五歳の時金澤へ參り、岡田豊前守せがれ岡

田喜六郎、御家奉公望罷越候旨申参候處、岡田善右衛門・堤

勘右衛門兩人、先達て其心得仕候由にて、町屋を拵置申候。

其段房州へ兩人より申通候處、即刻預使者、翌日旅宿へ安房

も見舞被申候。其年は御在府の内に候處五月御歸藩、十月被

召出、御馬廻組に被成、御知行八百石被下、三丸御番入仕候

處、青地采女相番に罷成、初ての儀には候へ共念頭にいたさ

れ候。其故藏人・藤太夫事をば疎略に不存候。二年めに江戸

月並の御使者被仰付、豊州はじめ對面、互の慶び不整形。

乍然自餘の御使には逗留有之候とも、喜六郎儀は一日もは

やく罷歸候様に仕度の旨、豊前より横山外記へ迄急度申達

候て無間罷歸候。か様には候得共、御國にても如何様の儀